

東京大学男女共同参画宣言

東京大学は、女性も男性も各人が、対等な構成員として教育研究に参画し、均等にその利益を享受し、共に責任を担う大学の実現をめざす。そのことをつうじて東京大学は、教育研究を格段に充実し、男女共同参画社会の形成に寄与する。

これまで人類の知的営為の先端は、僅かな場合を除いて男性によって担われ、高等教育の場で先端的学術の成果に浴する機会も、長く男性に限られてきた。東京大学にあっても女性の入学が認められたのは1946年以降のことであり、その教育研究および運営に参画する機会において現在も男女の格差が存在する。女性が先端的学術に参画する機会に恵まれなかった原因は、女性と男性のそれぞれが担うべきとされた役割や、女性の能力や特性が男性とは異なるとする理解、およびそれらを反映する社会制度や慣習にあった。いまなお男女の能力や特性の違いを重視する傾向も見られるが、現実には性差に基づく違いよりも個人差による違いがより大きい。個性の尊重こそが教育研究の発展の肝要な条件である。

大学は、高度の教育研究機関として、社会の制度のあり方や人々の考え方に大きな影響を及ぼしうる。男女共同参画社会の形成において、大学は社会的に重大な責任を負うとともに、寄与する可能性もまた大きい。東京大学がこうした責任と可能性を自覚する必要性はきわめて高い。個人が性別にかかわらずその個性と能力を十分に発揮できる社会の実現を、21世紀の最重要課題と位置づける男女共同参画社会基本法の精神をうけ、東京大学は男女共同参画社会の形成のために主体的役割を果たすものである。

2003年12月16日

東京大学